

ファイナンス論(第14回) 企業(事業)価値評価③ 企業評価と相続評価

- 2019年7月30日
- 梅ヶ枝中央会計株式会社
- 代表取締役/公認会計士
- 前田 信二

日程及び目次

No	日程	曜日	テーマ	サブテーマ
1	4/9	火	ファイナンス論総論	
2	4/23	火	財務会計1	パブリック会計・企業会計の基本
3	5/14	火	財務会計2	会計処理の基本
4	5/21	火	財務会計3	財務諸表の見方
5	5/28	火	財務会計4	損益分岐点分析のケーススタディ
6	6/4	火	財務会計5	企業会計の動向
7	6/11	火	資金調達1	銀行から見た財務諸表分析
8	6/18	火	資金調達2	VCの投資...企業評価
9	6/25	火	資金調達3	株式上場のメリット・デメリット
10	7/2	火	資金調達4	資本政策とVC投資・融資
11	7/9	火	資金調達5	その他の資金調達の論点
12	7/16	火	企業(事業)価値評価1	事業会社投資...DCF
13	7/23	火	企業(事業)価値評価2	設備投資のケーススタディ
14	7/30	火	企業(事業)価値評価3	企業評価と相続評価

14.企業(事業)価値評価3

企業評価と相続評価

類似会社と類似業種・時価純資産

前回講義迄の企業価値評価の概要

・VCIによる投資...EXIT時の時価を算定し、VCのIRRで割引
→みなし清算条項付き種類株式も評価が必要。

・DCFによる評価...主として、事業会社によるM&A時・第三者割当増資時に利用
なお、ガイドラインでの以下のアプローチでの選定を行う。

企業評価アプローチと評価法

評価アプローチ	評価法
インカム・アプローチ	フリー・キャッシュ・フロー法 調整現在価値法 残余利益法 その他 配当還元法 利益還元法(収益還元法)
マーケット・アプローチ	市場株価法 類似上場会社法(倍率法、乗数法) 類似取引法 取引事例法(取引事例価額法)
ネットアセット・アプローチ	簿価純資産法 時価純資産法(修正簿価純資産法) その他

あくまで、**第三者間**取引が前提



・第三者間でない売買等の場合？
・個人間売買の場合
・直近で売買実例がある場合？
etc



税務上の取扱いに留意する必要！

・従業員持株会...配当還元方式による評価も可能

・中小企業投資育成方式

株式譲渡における区分

- ①合意価格が適用される「純然たる第三者」
- ②特例的評価が適用される「少数株主」
- ③原則的評価法が適用される「支配株主」

①純然たる第三者...今までの講義の主流
 ・森文人編著「法人税基本通達逐条解説」(税務研究会出版局、六訂版、2011年)の754項...「純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価格は、たとえ上記(著者注:通達による評価)したところと異なる価額であっても、一般に常に合理的なものとしては認められることになろう。」
 ・銀行との合意による「同族株主」等との取引は、「純然たる第三者」とはなりません。...今後の融資拡大の意図があるとされる(平成17年10月12日東京地裁)

②③

株主の態様				株主の区分	評価方式	
同族株主のいる会社	同族株主	取得後の議決権割合が5%以上		支配株主	原則的評価方式 (純資産価額・類似業種比準方式)	
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な同族株主がない場合			
			中心的な同族株主がいる場合			中心的な同族株主役員 その他
同族株主以外の株主				少数株主	特例的評価方式 (配当還元方式)	
同族株主のいない会社	議決権割合の合計が15%以上のグループに属する株主	取得後の議決権割合が5%以上		支配株主	原則的評価方式 純資産価額・類似業種比準方式)	
		取得後の議決権割合が5%未満	中心的な株主がない場合			
			中心的な株主がいる場合	役員 その他	少数株主	特例的評価方式 (配当還元方式)

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

株式譲渡のマトリックス

売主		買主		個人株主		法人	
		支配株主	少数株主	支配株主	少数株主		
個人株主	支配株主	財基通188	財基通188	所基通59-6	法基通9-1-14	所基通59-6	法基通9-1-14
	少数株主	財基通188	財基通188	所基通59-6	法基通9-1-14	所基通59-6	法基通9-1-14
		所36		所基通59-6		所基通59-6	

売主		買主		個人株主		法人	
		支配株主	少数株主	支配株主	少数株主		
法人株主	支配株主	法法22	所基通23~35共-9	法法22	法基通9-1-14	法法22	法基通9-1-14
	少数株主	法法22	所基通23~35共-9	法法22	所基通23~35共-9	法法22	法法22

- ※1 自社株は対象外
- ※2 財基通…財産評価基本通達
- ※3 所基通…所得税基本通達
- ※4 法基通…法人税基本通達
- ※5 法法…法人税法
- ※6 所…所得税法

基本的な考え方

時価<譲渡価額の場合

- ・個人(譲受)…贈与税(1/2未満なら「みなし贈与」(相法7))
- ・法人(譲受)…受贈益
- ・法人→個人(譲受)…給与

→法人税法上の評価と財産評価基本通達上の評価の関係に留意

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

法人税法上の評価の特例

【課税目的による評価…相続税・贈与税】

昭和39年に国税庁から「**財産評価基本通達**」が公表され、同年1月1日以降に**相続、遺贈又は贈与により取得した財産**について、この通達に基づいて評価することとなっています。

非上場株式に係る贈与又は相続に際しては、相続税法上、財産の価額は「取得の時点における時価」とされていますが、課税実務では、財産評価基本通達に基づき評価され、贈与税又は相続税が課されています。

【課税目的による評価…法人税】

上場有価証券当以外の株式の評価について、**法人税法基本通達**9-1-13は原則を示し、同9-1-14は、その**特例評価方式**とし、**財産評価基本通達**の例によることを認めています。

【財産評価基本通達と法人税法基本通達との関係】

前述の法人税法基本通達の考え方は以下のとおりです。

(原則)

(1) 売買実例のあるもの	当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
(2) 公開途上にある株式で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出しが行われるもの((1)に該当するものを除く。)	金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
(3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの((2)に該当するものを除く。) ※1	当該価額に比準して推定した価額※2
(4) (1)から(3)までに該当しないもの	当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時点における 1株当たりの純資産価額等を参酌 して通常取引されると認められる価額

※1 事業の種類、規模、収益の状況等が類似する…課税執行庁との見解の相違をさけるため、特例を使うことが無難。

※2 推定した価額…未上場株式の事例による株価であっても排除する理由はないが、データの入手困難性より、特例を使うことが無難。

(特例)

課税上弊害がない限り、一定の条件のもと、財産評価基本通達の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によることができる。なお、**純資産価額方式**を採用する場合、評価差額に対する**法人税額等に相当する金額は控除しないもの**としています。

従って、**財産評価基本通達による評価方法と、法人税法基本通達による、売買実例のあるものと、1株当たりの純資産価額等を参酌した評価方法を検討する必要があります。**

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

ガイドライン・財産評価基本通達・法人税法基本通達比較

企業評価アプローチと評価法

評価アプローチ	ガイドラインによる評価法	財産評価基本通達による評価法	法人税法基本通達による評価法
インカム・アプローチ	フリー・キャッシュ・フロー法 調整現在価値法 残余利益法 その他 配当還元法 利益還元法(収益還元法)	配当還元方式 …… 前回説明済 …1株当たりの資本金等の額を50円に換算し、配当額が2円50銭以下の場合2円50銭とする。株主資本コストは10%。 従って、無配当の場合は、評価額は資本金等の額の50%と算定される。	
マーケット・アプローチ	市場株価法 類似上場会社法 倍率法、乗数法 類似取引法 取引事例法(取引事例価額法)	類似業種比準方式 …類似業種の株価を基に、評価する会社の一株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額(簿価)」の三つで比準して評価する方法。 なお、以下のとおり平成29年4月27日に改正されている。 1 類似業種の株価について、現行に課税時期の属する月以前2年間平均を加える。 2 類似業種の配当金額、利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)について、連結決算を反映させたものとする。 3 配当金額、利益金額及び純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)の比重について、1:1:1とする。	・売買実例のあるもの …当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもの ・売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額 …前述のとおり、実務上は困難
ネットアセット・アプローチ	簿価純資産法 時価純資産法(修正簿価純資産法) その他	純資産価額方式 …会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法。	・当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額 ・特例により、財産評価基本通達の純資産価額方式の場合、法人税額等相当額は差し引かない。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただけますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

ガイドライン上の類似上場会社法(倍率法)(設例)

ガイドラインⅣ6.(2)【図表Ⅳ-18 倍率の算定に使用する財務数値の例】

- a) 一株当たり収益指標
- 税引後利益 ...ガイドラインでの設例
 - 支払利息控除前税引前利益(EBIT)
 - 減価償却費支払利息控除前税引前利益(EBITDA)
 - 売上高
- b) 一株当たり純資産:
- 簿価純資産
 - 時価純資産
- c) 一株当たり配当額

—前提条件—

評価対象会社: X社

評価基準日: 20X7年6月1日

類似上場会社: A社とする。

倍率計算に使用する財務数値: 一株当たり税引後利益

財務数値の決算日: 20X7年3月31日(直近決算日)

A社	20X7年3月期	税引後利益	2,360,000,000円
		発行済株式総数	10,000,000株
		一株当たり税引後利益	[]円/株②
		20X7年6月1日のA社株価終値	4,484円/株①
		株価倍率	[]倍③(①÷②)
X社	20X7年3月期	税引後利益	160,000,000円
		発行済株式総数	250,000株
		一株当たり税引後利益	[]円/株④
		X社株評価額	[]円/株⑤(③×④)

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

ガイドライン上の類似上場会社法(倍率法)(回答)

A社	20X7年3月期	
	税引後利益	2,360,000,000円
	発行済株式総数	10,000,000株
	一株当たり税引後利益	236円/株②
	20X7年6月1日のA社株価終値	4,484円/株①
	株価倍率	19.0倍③(①÷②)

X社	20X7年3月期	
	税引後利益	160,000,000円
	発行済株式総数	250,000株
	一株当たり税引後利益	640円/株④
X社株評価額		12,160円/株⑤(③×④)

留意点

上場会社と比較するので、非上場会社の株式の流動性を勘案し、**非流動性相当分のディスカウント**をすることも考慮する必要がある。非上場の会社であっても株式上場を全く予定していない会社と上場準備中の会社では事情が異なる。また、上場準備中の会社でも**アーリーステージ**の会社もあれば**株式上場直前**に差し掛かってきている会社もあるので、それぞれ非流動性ディスカウントの率も異なってくると考えられる。

また、大企業と中小企業を比較する場合は、後者の方が事業の安定性が低いなどの理由から**小規模ディスカウント**を考慮して評価額を下げることもある。さらに評価目的によっては、支配権に関わるプレミアム(**コントロール・プレミアム**)の考慮の必要性について検討する場合もある。

これらの非流動性ディスカウント、小規模ディスカウント及び支配権に関わるプレミアム(コントロール・プレミアム)をどの程度の率とするかは、一般的に**利用できる実証データを求めることは難しい**が、企業価値評価においては考慮に入れるべき点である。

財産評価基本通達における各種ディスカウントとは？

財産評価基本通達の類似業種比準方式

【改正前】

$$\text{類似業種の平均株価(A)} \times \frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} \times 3 \frac{\text{D}}{\text{D}}}{5} \times 70\%(60\%、50\%) \times \frac{\text{1株当たりの資本金額}}{50\text{円}}$$

【平成28年度税制改正】

$$\text{類似業種の平均株価(A)} \times \frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} \times 1 \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \times 70\%(60\%、50\%) \times \frac{\text{1株当たりの資本金額}}{50\text{円}}$$

③、④、⑤: 評価会社の配当、利益、簿価純資産

B、C、D: 類似業種の配当、利益、簿価純資産

1. 類似業種の平均株価

課税時期の属する月以前2年間の平均株価も考慮に入れることとなった。

2. **斟酌率は大会社70%、中会社60%、小会社50%**

3. 配当

(評価会社) 直前期末以前2年間における剰余金の配当金額(将来每期継続することが予想できない金額を除く。)の合計額の2分の1に相当する金額

(類似業種) 課税時期の属する年の1株当たり配当金額

4. 利益

(評価会社) 直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額(非経常的な利益の金額を除く。)に、一定の調整

(類似会社) 税引前当期純利益を基に計算。

5. 簿価純資産

(評価会社) 直前期末における資本金等の額及び法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額の合計額

(類似業種) 財務諸表における資産と負債の差額である純資産の部の合計額を基に計算。

「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの簿価純資産価額」は、財務諸表(連結財務諸表を作成している標本会社にあつては、連結財務諸表)に基づき算定する。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

財産評価基本通達の純資産価額方式

$$\frac{\text{総資産・負債の相続税評価額純額金額}(\ast 1) - \text{評価差額に対する法人税額等相当額}(\ast 2)}{\text{課税時期の発行済株式総数(自己株式数を除く)}} \times 80\%(100\%)(\ast 3)$$

※1総資産(※4)・負債(※5)の相続税評価額総論

- ・帳簿価額...「税務計算上の価額」で会社計上額に**税務上の加算、減算を行った金額**。
- ・評価時点...原則として課税時期を評価時点(仮決算)。ただし、直前期末から課税時期までの間の資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算に影響が少ない場合は、**直前期末基準**によることも認められている。
- ・BSに資産として計上されていないもの...自然発生借地権、無償取得の借地権、営業権等は相続税法に規程する資産に該当
- ・BSに資産として計上されているもの...前払費用、繰延資産、繰延税金資産等で課税時期において換金できず経済取引の対象となりにえないものは財産性のないものとする

※2評価差額に対する法人税額等相当額...財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)により、186-2が改正

- ・平成27年4月1日以後に相続、遺贈または贈与...**38%**
- ・平成28年4月1日以後に相続、遺贈または贈与...**37%**

※3 80%評価について

小会社・中会社で、同族株主等の議決権割合が50%以下の場合には、純資産価額の80%相当額を評価額とする。

なお、純資産価額方式以外でも、以下の場合には80%評価が可能

比準要素数1の会社、株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業3年未満の会社等、開業前又は休業中の会社

※4主な各資産の相続税評価額(仮決算を行っていない場合)

- ・売掛金、受取手形、貸付金等に対する貸倒引当金...控除しない
- ・自己株式...資本金等の額の控除項目。資産計上しない。
- ・取引相場のない株式...評価差額に対する**法人税額相当額を控除しない**(財基通186-3)
- ・課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利...課税時期における通常の取引価額に相当する金額
- ・課税時期前3年以超に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利...財産評価基本通達による評価

※5主な各負債の相続税評価額(仮決算を行っていない場合)

- ・引当金、準備金等、債権償却特別勘定等...負債としない。ただし、退職給与引当金のうち平成14年改正法人税法附則8条((退職給与引当金に関する経過措置))2項及び3項の適用後の退職給与引当金勘定の金額に相当する金額(取崩残額)は債務とする。
- ・死亡退職金等...被相続人の死亡により相続人その他の者に支給することが確定した死亡退職金、功労金その他みなし財産となる給与の金額(課税除外となる弔慰金は除く)。
死亡退職金等を年金方式により支給する場合は、基準年利率による複利年金現価率により計算した金額。
- ・受取保険金にかかる法人税額等相当額...保険差益に対する法人税等相当額

純資産価額方式における繰延税金負債

期首B/S

土地	100	借入金	60
		資本金	40
	100		100

土地を200で売却

P/L

税前利益	100	
法人税等	30	30%
当期純利益	<u>70</u>	

期末B/S

		借入金	60
CASH	200	未払法人税等 (翌期に支払)	30
		資本金	40
		利益剰余金	70
	200		200

含み益(100) × 法定実行税率は、利益にならない。

【個人の取得】
 評価差額に対する法人税額等相当額...財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)により、186-2が改正
 ・平成27年4月1日以後に相続、遺贈または贈与...**38%**
 ・平成28年4月1日以後に相続、遺贈または贈与...**37%**

【法人の取得】
 法基通9-1-14
 (3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する**法人税額等に相当する金額は控除しない**こと。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

もう一つのガイドライン

今までの講義での「ガイドライン」は、経営研究調査会研究報告第 32 号「**企業価値評価ガイドライン**」
 改正 平成 25 年 7 月 3 日 **日本公認会計士協会**

もうひとつ

「**経営承継法**における非上場株式等評価ガイドライン」平成 21 年 2 月 **中小企業庁**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号。以下「経営承継法」という。）

固定合意における価額は、「合意の時ににおける価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時ににおける**相当な価額として証明したものに**限る。）」（以下「合意時価額」という。）であることが必要である。

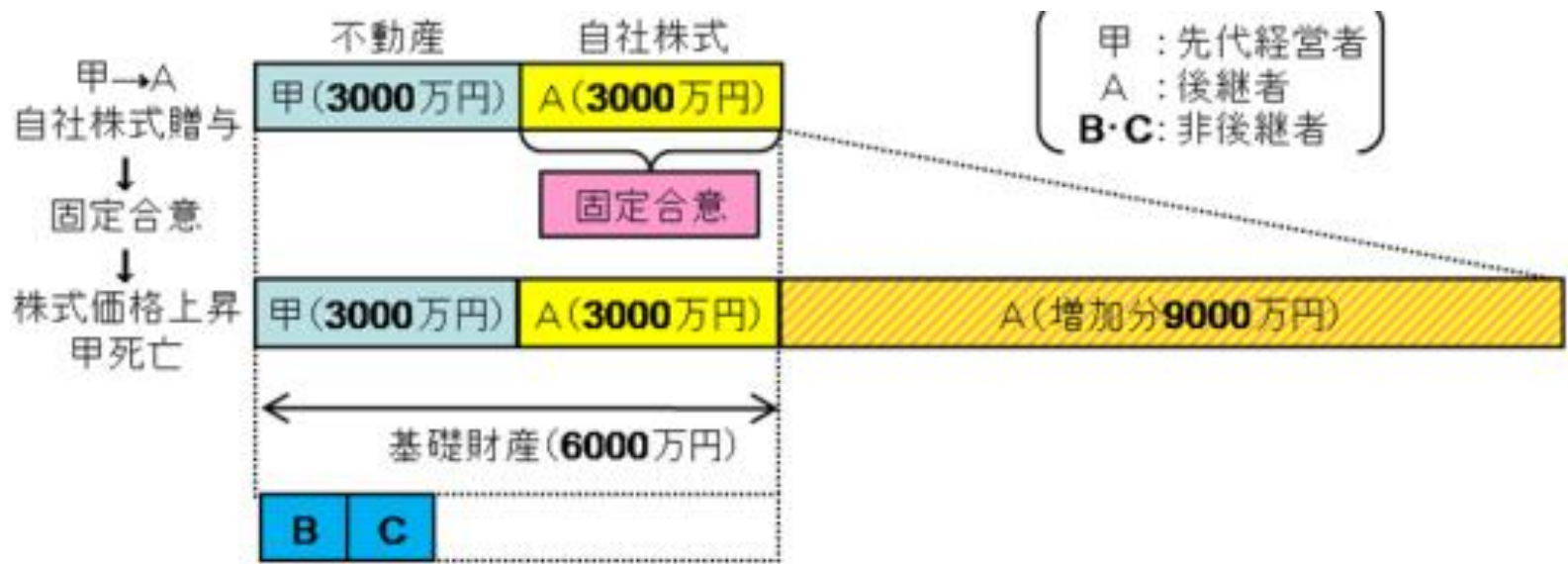
<p>II 各種評価方式の解説</p> <p>1. 評価方式の分類</p> <p>(1) 収益方式</p> <p>(2) 純資産方式</p> <p>(3) 比準方式</p> <p>2. 収益方式</p> <p>(1) 株主価値(株式の価額)の計算方法</p> <p>(2) 収益還元方式</p> <p>(3) DCF 方式</p> <p>(4) 配当還元方式</p>	<p>3. 純資産方式</p> <p>(1) 簿価純資産方式</p> <p>(2) 時価純資産方式</p> <p>(3) 国税庁方式</p> <p>4. 比準方式</p> <p>(1) 類似会社比準方式</p> <p>(2) 類似業種比準方式</p> <p>(3) 取引事例方式</p> <p>5. 国税庁方式</p> <p>(1) 相続税法上の評価</p> <p>(2) 所得税法上の非上場株式の評価</p> <p>(3) 法人税法上の非上場株式の評価</p>
---	---

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

民法上の固定合意

引用・抜粋「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」平成21年2月 中小企業庁

生前贈与を受けた株式に係る贈与税の申告時に**相続時精算課税制度や贈与税の納税猶予制度の適用を選択したとしても、遺留分の算定に係る当該株式の価額を固定するためには、別途、先代経営者の推定相続人間において、固定合意を行わなければならない。**その際、この場合の「価額」は、贈与税の「時価」とは異なるものであることに留意する必要があるが、合理的に算定された「価額」は、「時価」の一つであるとも言える。



後継者が株式価値上昇分(斜線部分)を保持でき、経営意欲の阻害となる要因が排除される。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

事業承継税制

引用:平成30年度 中小企業・小規模事業者関係 税制改正について 平成29年12月 中小企業庁

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

拡充

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用を維持**できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

お問い合わせ先

前田 信二

梅ヶ枝中央会計株式会社

shinji.maeda@umegae.co.jp

www.umegae.co.jp